

島判官より松浦判官・岩村権判官あて書簡

開拓判官島義勇は、明治2年(1869)10月に銭函に開拓使仮役所を設け、札幌本府の建設に携わっていた。島判官が開拓使の直轄地と考え、太政官においても承認されていた札幌郡、空知郡、上川郡を仙台藩の伊達英橋などへ支配させるという開拓使東京詰めへの決定に対する抗議の文書。年次は書かれていないが、内容から明治2年と推定。松浦(武四郎)判官、岩村(通俊)権判官は東京詰めへの開拓使官吏。

『開拓使公文録原本』は、開拓使東京出張所が管理していた文書で、開拓使の重要な施策に関するものを年代別、主題別、差出宛名の相手別に編纂した簿冊。

解読文

以書狀致啓上候、然者今般仙台藩
伊達英橋、伊達勝三郎家来共より
別紙式通之通り伺出候、然ル処、当九月
廿日長官始出船後、地所願出候諸藩等江
御割渡相成候時者、一応石狩府江御問合
之上ならでハ御聞濟不相成様、伺濟相成
居候廉ニも致相違、当府江未タ何等之
御達も無之、取計兼候得共、畢竟札 郡
之儀者御案内之通本府取建候地所ニ付、
同人共江相応之土地割渡開墾為致候
儀者格別之事ニ候得共、支配ト申義不都合ニ
存候、尤空知郡等之儀も最前願出候向ニ者
支配被 仰付候筈之処、上川郡ト連リ札
本府より漸々取開候得者、後來之御為メニ可相
成と存、先般右上川、空知、其外共最早御割渡ニ
不被差出 御親料ニ被成置度旨、以急飛
申上置候処、未タ何等之御沙汰も無之処、
突然確証も持参不致、前段之通仙台藩
中之者共願出候通ニ而は不都合之義ニ付、
弁官中江も御打合相成者勿論、至急
否御答可被下候様存候、此段態と急飛
を以得御意候条、如斯候也

十二月廿二日
島従四位
義勇花押

地所願出候諸藩…明治2年7月、開拓使が設置され、蝦夷地開拓を担当するが、諸藩士族、庶民でも志願次第で土地を開拓させるという太政官布告が出され、2年程の間であるが、「分領支配」という形がとられた。

急飛…急飛脚
態と…わざと

松浦判官殿

岩村権判官殿

猶以本文之通諸藩等江地所御割渡之時者、以来共最前御議定之通一応当府江御問合有御座度卜存候、此段も為念申上置候也

参考文献

北海道編『新北海道史 第三卷 通説二』 北海道 昭和46年

河野常吉編『北海道史人名字彙』 北海道出版企画センター 昭和54年